

議案第 24 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 25 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太田 清 治

提案理由 教職員の仕事と育児・介護の両立支援制度を拡充するため、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

1 改正理由

男女ともに仕事と育児・介護を両立し、誰もが活躍できるようにするため、両立支援制度を拡充するもの。

措置の拡充については、下記の法律等の改正内容に準ずる。

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年10月1日)
- ・人事院規則(非常勤職員の勤務時間及び休暇)(令和7年10月1日)

2 改正内容

(1)子育て部分休暇(※)取得形態の追加

※小学生(障害ある子の場合は中学生)を養育するための無給休暇

現 行 : 1日につき2時間以内

改正後 : 1日につき2時間以内
(名称:第1号子育て部分休暇)

または 1年につき10日相当の勤務時間
(常勤職員の場合 77.5 時間)
(名称:第2号子育て部分休暇)

いずれかを選択可能とする

(2)介護時間の取得時間帯の制限撤廃

現 行 : 勤務時間の始めまたは終わりに続く時間帯に限る

改正後 : 時間帯に限らず取得可能

3 改正する規則

- ①北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (上記2(1)及び2(2)の改正)
- ②北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (上記2(1)及び2(2)の改正)
- ③北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (上記2(2)の改正)

4 施行日

令和7年10月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤教職員以外の教職員 7 7 時間 3 0 分

イ 非常勤教職員 当該非常勤教職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

第 1 6 条の 2 に次の 2 項を加える。

5 第 1 号子育て部分休暇（前項第 1 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第 2 1 条第 5 項において同じ。）は、3 0 分単位とする。

6 第 2 号子育て部分休暇（第 4 項第 2 号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第 2 1 条第 5 項において同じ。）は、1 時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号子育て部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第 1 8 条第 4 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又

は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「よる」の次に「同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、１日につき」に改め、「）」を削る。

第２１条第５項中「次項」を「第８項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該教職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、教育委員会に申し出るものとする。

第２１条中第９項を第１３項とし、第８項を第１２項とし、第７項を削り、同条第６項本文中「前項」を「第５項前段」に改め、「するときは、」の次に「当該子に係る」を加え、同項を同条第８項とし、同項の前に次の２項を加える。

６ 前項後段の規定による申出をした教職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該教職員の第１６条の２第１項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

７ 第５項後段の規定による申出をした教職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第２１条第８項の次に次の３項を加える。

９ 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた教職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該教職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該教職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

１０ 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた教職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第６項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

１１ 教職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間

、休日、休暇等に関する規則（令和２年北九州市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２第１項各号列記以外の部分中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第３項を次のように改める。

３ 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。

（１） １日につき２時間を超えない範囲内

（２） １年につき７７時間３０分を超えない範囲内

第１９条の２に次の２項を加える。

４ 第１号子育て部分休暇（前項第１号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第２３条第６項において同じ。）は、３０分単位とする。

５ 第２号子育て部分休暇（第３項第２号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第２３条第６項において同じ。）は、１時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号子育て部分休暇を受けることができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号子育て部分休暇の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数

第２１条第４項中「介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「よる」の次に「同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、１日につき」に、「）を」を「を」に改める。

第２３条第６項中「次項」を「第９項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該臨時的任用職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、第１号子育て部分休暇又は第２号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、教育委員会に申し出るものとする。

第２３条中第８項を削り、同条第７項本文中「前項」を「第６項前段」に改め、「するときは、」の次に「当該子に係る」を加え、同項を同条第９項とし、同項の前に次の２項を加える。

７ 前項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該臨時的任用職員の第１９条の２第１項

各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限る。当該申出の内容を変更することができる。

- 8 第6項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。

第23条に次の3項を加える。

- 10 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該臨時的任用職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該臨時的任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 11 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第7項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
- 12 臨時的任用職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

- 第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「について」を「の介護時間」に、「、当該」を「、1日につき」に、「）を」を「を」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- （北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第1条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条の2に規定する子育て

て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第4項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの期間に係る第2条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第19条の2に規定する子育て部分休暇を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第3項第2号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

新	旧
(子育て部分休暇) 第16条の2 略 2 子育て部分休暇（条例第14条第4項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）は、教職員が前項各号に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。 3 略 4 子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。 （1） 1日につき2時間を超えない範囲内 （2） 1年につき次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内 ア 非常勤教職員以外の教職員 7時間30分 イ 非常勤教職員 当該非常勤教職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を乗じて得た時間 5 第1号子育て部分休暇（前項第1号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第21条第5項において同じ。）は、30分単位とする。 6 第2号子育て部分休暇（第4項第2号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第21条第5項において同じ。）は、1時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数	(子育て部分休暇) 第16条の2 略 2 子育て部分休暇（条例第14条第4項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）は、教職員が前項各号に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。 3 略 4 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

新	旧
の第2号子育て部分休暇を受けることができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数 (介護時間) 第18条 略 2 略 3 略 4 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 (病気休暇等の手続) 第21条 略 2～4 略 5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間（第8項において「部分休暇付与期間」という。）について、教育委員会の承認を受けなければならない。この場合において、当該教職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1号子育て部分休暇又は第2号子育て部分休暇のいずれを受けるかについて、教	(介護時間) 第18条 略 2 略 3 略 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 (病気休暇等の手続) 第21条 略 2～4 略 5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間（次項において「部分休暇付与期間」という。）について、教育委員会の承認を受けなければならない。

新	旧
<u>育委員会に申し出るものとする。</u> 6 前項後段の規定による申出をした教職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院した<u>こと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該教職員の第16条の2第1項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> 7 第5項後段の規定による申出をした教職員は、<u>当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。</u> 8 教職員が<u>第5項前段の規定により第16条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、当該子に係る障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。</u>ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた教職員が当該部分休暇付与期間に引き続き部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合にあって、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。 9 子育て部分休暇の承認は、<u>当該子育て部分休暇の承認を受けた教職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該教職員が休職若しくは停職の処分を受</u>	6 教職員が<u>前項の規定により第16条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。</u>ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた教職員が当該部分休暇付与期間に引き続き部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。 7 育児休業法第5条及び第16条並びに<u>北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第14条の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u>

新	旧
けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該教職員の子どもでなくなった場合には、その効力を失う。 10 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた教職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第6項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 11 教職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。 12 略 13 略	8 略 9 略

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(子育て部分休暇) 第19条の2 子育て部分休暇は、臨時的任用職員（教育委員会が別に定める者に限る。第23条第1項及び第6項から第8項までにおいて同じ。）が次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 <u>子育て部分休暇は、次に掲げる範囲内の時間とする。</u> (1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき77時間30分を超えない範囲内</u> 4 <u>第1号子育て部分休暇（前項第1号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。第23条第6項において同じ。）は、30分単位とする。</u> 5 <u>第2号子育て部分休暇（第3項第2号に掲げる範囲内で受ける子育て部分休暇をいう。以下この項及び第23条第6項において同じ。）は、1時間単位とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を受けることができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて受けるとき 当該勤務時間の時間数</u>	(子育て部分休暇) 第19条の2 子育て部分休暇は、臨時的任用職員（教育委員会が別に定める者に限る。第23条第1項及び第6項から第8項までにおいて同じ。）が次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 <u>子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。</u>

新	旧
(2) <u>第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて受けるとき 当該残時間数</u> (介護時間) 第21条 略 2 略 3 略 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>は、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 (特別休暇等の手続) 第23条 略 2～5 略 6 第1項の規定により子育てで部分休暇の承認を受けようとする臨時的任用職員は、あらかじめ子育てで部分休暇を受けようとする期間（第9項において「部分休暇付与期間」という。）について、教育委員会の承認を受けなければならない。この場合において、当該臨時的任用職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1号子育てで部分休暇又は第2号子育てで部分休暇のいずれを受けらるかについて、教育委員会に申し出るものとする。 7 前項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、配偶者が負傷又は疾病に	(介護時間) 第21条 略 2 略 3 略 4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日について、は、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> (特別休暇等の手続) 第23条 略 2～5 略 6 第1項の規定により子育てで部分休暇の承認を受けようとする臨時的任用職員は、あらかじめ子育てで部分休暇を受けようとする期間（次項において「部分休暇付与期間」という。）について、教育委員会の承認を受けなければならない。

新	旧
より入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項後段の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該臨時的任用職員の第19条の2第1項各号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができ。 8 第6項後段の規定による申出をした臨時的任用職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定により変更した場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けることができる。 9 臨時的任用職員が第6項前段の規定により第19条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、当該子に係る障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた臨時的任用職員が当該部分休暇付与期間に引き続き部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。 10 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職	7 臨時的任用職員が前項の規定により第19条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた臨時的任用職員が当該部分休暇付与期間に引き続き部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。 8 前2項に定めるものを除くほか、臨時的任用職員の子育て部分休暇については、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第5条及び第16条並びに北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第14条の規定の適用を受ける職員の例による。</u>

新	旧
員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該臨時的任用職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該臨時的任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 1 1 教育委員会は、子育て部分休暇の承認を受けた臨時的任用職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき、又は第7項の規定により申出の内容を変更したときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 1 2 臨時的任用職員は、子育て部分休暇を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。	

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(介護時間) 第20条 略 2 略 3 略 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>は、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u>	(介護時間) 第20条 略 2 略 3 略 4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日について、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u>